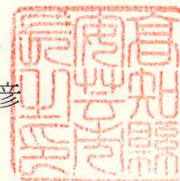


## 入札公告

令和 8 年度安芸市ケアプラン点検・事業所指導委託業務について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 13 日

安芸市長 西内 直彦



### 1. 入札に付する事項

- (1) 件名 令和 8 年度安芸市ケアプラン点検・事業所指導委託業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (3) 業務内容等 別紙業務仕様書による
- (4) 入札参加申込書の提出期間  
公告の日から令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時まで  
※休日及び平日の昼休みを除く
- (5) 入札書の提出期間  
令和 8 年 5 月 27 日（水）午前 9 時から  
令和 8 年 6 月 2 日（火）午後 5 時まで  
※休日及び平日の昼休みを除く
- (6) 開札の日時及び場所  
日時 令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時 30 分  
場所 安芸市役所 2 階 大会議室  
※立会い希望者は、定時までに入室すること。
- (7) この入札への参加者は別に定める入札心得を了知すること。
- (8) この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 者の場合でも入札を行う。
- (9) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (10) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

### 2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 安芸市入札参加資格者名簿（物品役務）に登録されている者であること。
- (3) 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
  - (ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項若しくは

- 第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
  - (ウ) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
  - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (5) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

### 3. 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申込書を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は一般競争入札参加資格申込書の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAXで通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

#### (1) 申込書の提出期間

公告の日から令和8年5月25日（月）午後5時まで

#### (2) 書類配布・提出場所

安芸市役所健康介護課介護保険係（〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1）

TEL 0887-35-1003 FAX 0887-35-1555

※書類の配付については、上記での直接配付のほか、市ホームページからダウンロードすることができる。

#### (3) 提出方法

一般競争入札参加資格申請書は、上記提出場所に郵送又は直接持参するものとする。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は申請書に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができない。

#### (4) 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和8年5月26日（火）にFAXで通知

#### (5) 参加資格がないとされた者に対する措置

2の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のない者からの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

#### (6) 入札参加資格の喪失

(4)の通知を受けない者であっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

ア 2の入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

#### 4. 仕様書の閲覧等

##### (1) 閲覧

仕様書は、市ホームページ上において閲覧することができる。

##### (2) 質疑応答

仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

ア 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市役所健康介護課介護保険係へ持参するか、FAX で送信すること。FAX による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。

イ 書面の受付期間は、この公告の日から令和 8 年 5 月 21 日（木）午後 5 時までとする。

ウ 質問に対する回答は、安芸市役所ホームページへ令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 5 時までに掲載する。

#### 5. 入札方法

(1) 入札は一般競争入札による。

(2) 入札書は所定の用紙を使用し、封入後割印のうえ、封筒に、入札業務名、宛名及び入札者名を持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

#### 6. 入札書の記載

(1) 入札書記載の業務名の確認

(2) 入札日の日付、住所、氏名を記入

(3) 捺印する。

(4) 入札金額を記入

- ・入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税額を含む総額を記載すること。
- ・金額の頭に¥マークを記入すること。
- ・金額の訂正はしないこと。

#### 7. 開札（日時）

令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時 30 分 安芸市役所 2 階 大会議室

※立会い希望者は、定時までに入室すること。

#### 8. 入札保証金

免除する。

#### 9. 入札の無効

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当する入札は無効とする。

#### 10. 落札者決定方法

(1) 開札の結果、市の定めた予定価格以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、後日日時を指定し、当該

入札者の出席を求めて、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(3) 落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随契の協議を行うことができる。

#### 11. その他

(1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和 29 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。

(2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。

(3) 落札結果については公表する。